

[平成24年12月17日災害・オウム対策調査特別委員会—12月17日-01号]

平成24年12月17日災害・オウム対策調査特別委員会 午前9時59分開会

○金田正 委員長 これより災害・オウム対策調査特別委員会を開会させていただきます。

○金田正 委員長 初めに、記録署名員を私の方から指名させていただきます。
高山委員、長井委員、よろしくお願ひいたします。

○金田正 委員長 次に、陳情の審査を議題といたします。

初めに、23受理番号16 足立区内の小・中学校及び保育所・幼稚園での放射線の測定と測定結果の公表に関する陳情、23受理番号19 保育園・幼稚園・学校などの放射線量を計測して公表することを求める陳情、本陳情2件につきましては、前回まで凍結・継続となっております。本陳情2件につきましては、各会派で特に意見がなければ、引き続き凍結・継続といたしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○金田正 委員長 ご異議ないと認め、凍結・継続とすることに決定いたしました。

次に、23受理番号25 放射線測定器の区民への貸し出しについての陳情、受理番号14 放射能から子どもたちの健康を守るための陳情、受理番号15 放射能汚染から子どもたちの命と健康を守るための陳情、受理番号18 土壌検査についての陳情、受理番号19 給食の内部被ばく防護策を求める陳情、いずれも前回は継続であります。本陳情5件に関して、何か変化はございますか。

◎危機管理課長 引き続き対策を進めており、特に変化はございません。

○金田正 委員長 次に、質疑に移りたいと思ひます。

何か質疑はありますでしょうか。

◆浅子けい子 委員 前回もちょっとお話をしたかと思ひますけれども、東部地域の有志の方々が地域の各所を測定していると、それで区の基準を超えているところが幾つもあるということで、何か伺いますと、その幾つかの資料を区の方に提供し、何カ所か区も公共施設ということで改めて測定をし、そして、除染をしたのか、するのかわかりませんけれども、そういうお話があったということなんですが、詳しいことがわかる方、いらっしやいますでしょうか。

◎危機管理室長 団体からいただいた資料に基づきまして、これ区民通報とこれまでの対処方法と同じですので、基本的には1 μ Sv以上のところに測定に行くのですけれども、それより下回ったところについても、ついでと伺ひますか、近くでしたので測定をいたしました。

1カ所ないし2カ所程度、区の指標値よりも高いところがあって、これは路上でしたけれども、この除染対策は行ったということでございます。

◆浅子けい子 委員 区の方でも学校とか公園とか測定して、数値が高いところは除染をしてきたと。たしか小・中学校なんかは8月頃でそれが終了したのかと思ひますけれども、ちょっとそれはあれなんですけれども、公園は25年の3月辺りまでに除染も含めて終了させるというお話だったような気がするのですけれども、今度、先ほどの方々が測定をしたところで、既に区が1回は測定をした公園があると伺ひたのですね。そこで区の

基準を超えていたところがあったというお話を伺っているのですが、そういうお話ではないでしょうか。

◎公園管理課長 今回、五丁田公園と古隅田なかよし公園で、再度というより、測定ポイントが違いますけれども、何カ所か50cmで0.25μSvを超えたところが出ましたので、12月7日に除染対策をしまして、数値が低減したということで確認しております。

◆浅子けい子 委員 公園なんかは公共用地ということで1回測定をして除染を、高いところはしているはずだけれども、またこういうふうに繰り返し高くなるがあると。これは福島の方の実態でも明らかですけれども、そういうことで、1回ではなかなか除染してもう安心ですよと言えないのが放射能の存在だと思うのですね。

そういう点で北区なんかで調べましたら、去年やって、今年もやって比較しているのですよね。よく見ましたら、学校なんかで去年やって基準よりも低かったものが、今年はかったら高かったので高圧洗浄をやりましたとホームページに出ているのですね。

だから、1回やって、もう安心ですよということじゃないんだなということで、足立区は小学校や中学校などはたしか8月頃に完了しましたとなっていますよね。それで、公園も来年、25年の3月頃には1回は終了させるとなっていると思うのですけれども、そういうことからすると、1回は終了するけれども、こういう高いときというのは区では測定はしないわけですね、1回こっきりで。

あと、先ほど危機管理室長が言ったように、区民の方から通報があったらこれからやりますと、そういう形になるのですか。

それとも、1回やったけれども、またこれから繰り返し同じ場所をまだまだ測定しますよとなるのでしょうか。

◎危機管理室長 区の対応の方針の中で、ホットスポット対策をずっと続けています。

これについては、1回対策をしたところ、高かったところについては、その後もまた集まる可能性もあるので、終了とは言っていませんで、継続して定期的に、それがどのぐらいの頻度になるかは、まだ一巡していませんのでこれからですけれども、終わるということは、これまでも一度も言っていないと思っております。

◆浅子けい子 委員 そういうことで、放射能の測定器がなければ、放射能も民間の人ははかれないし、貸出しはしてもらえないし、ひょっとしてまた繰り返し高くなってしまいうんじゃないかという心配があるわけで、そういう点では少なくとも公共施設はこれからも繰り返しというか、何回か測定をするということでよろしいのですよね。

◎危機管理室長 おおむねおっしゃるとおりだと思います。ただ、測定箇所については、例えば1校当たり30カ所はかってほとんど出ませんでしたといったところをもう1回はかるといことは、余り必要性は乏しいのではないかと思います。

あるいは学校の中に何カ所か出ましたと、ホットスポットがあったといったところは、対策をしたけれども、その後また集まる可能性もあるから、その辺はフォローしていく必要があるのではないかと考えられます。

その基準ですとか回数とか規模、これについてはまだ未検討の状況ということでございます。

◆浅子けい子 委員 是非積極的な測定を、これからもそういう形でやっていっていただきたいと思っております。

私、区のホームページを昨日見ましたら、この間までは、たしか一番最初のホームページに放射能の測定のことを書いてあったのですよね。ちょっと言葉は忘れちゃったのですが、ところが昨日見ましたら、全くなくなっちゃっていたのですね。

あら、なくなっちゃっていると、どこを見たら各小学校や中学校の測定をした結果とか、何カ所やりました、やっていますよというのがわかるのだろうかなと思って、あちこち探してやっと見つけたわけですが、葛飾区でも北区でもまだ一面に放射能測定とか、重要な項目というところに放射能の問題ってきちっとあるのですね。そういう点で区の放射能に対する姿勢が変わってしまったのかなと思ったのです。

区の間、出された広報にも、食品からの放射性物質を心配する必要はありませんと広報に出ましたということで、読んだ方から、こういうことをこの時期に本当に載せていいのだろうかというお話があったのですね。

だから、これとホームページがなくなってしまったというのが、区の間、この時期に同じような形をとった、放射能に対してそういう姿勢とか、何かあらわれているのかなと思っているのですけれども、あれはどういうことなのでしょう。

◎危機管理室長 区のホームページのトップページの需要といいますか、その辺のバランスの中だと思えます。公表をするという姿勢は、これ全然変わっていませんので、ただ、トップページにあるかないかだけで区の姿勢が変化したとは、我々の方は思っていない。

それと、**前々回でしょうか、この委員会の中でお話があった、わかりやすい広報をしていくべきというお話もお受けして、広報紙の方にも紙面を割いたという取り組みをやっているつもり**でございます。

◆浅子けい子 委員 区の方の姿勢は変わっていないとおっしゃるのですが、やっぱり見る方は放射能の問題がどこかに消えてしまったということで、それでも今の福島原発事故だって、まだまだこれからも安心できないわけですから、あと今回子どもの命と健康を守る会の方々が測定をしたら、昨年より高かったり、今でも0.25μSvを毎時超えているところが何カ所もあるという状況の中で、重要な項目だと私なんかは思うのですね。

そういう点で、全然姿勢は変わらないよとおっしゃっても、見る方は、一番最初にトップページで探すわけですから、きちっと今でも載せておくということが必要なんじゃないかと思っています。

そういう点で是非区が安心をしっかりと区民に伝えるという点では、きちっとはかったものを知らせて、そしてまた先ほどおっしゃったような姿勢も知らせていく、それを積極的に是非やっていっていただきたいと思えます。

◆ただ太郎 委員 今あだち広報の件が出たのですけれども、私も食品の放射性物質のことに限ってなんですが、国や都、関係団体などが取り組みを行っていて、基準値を上回ったものは出荷を制限していますということで、食品からの放射性物質を心配する必要はありませんということなんですけれども、国や都だったり、そういうところがやっているから大丈夫ですよということで、足立区独自としては今後も、他でやっているから足立区はやらない、個別にやる必要はないよ、という受け取り方、理解でよろしいですか。

◎生活衛生課長 今回、広報の方に食品のことについて載せさせていただきましたけれども、こういったものを見ても、**昨年よりも大分数値が下がってきているという状況**もござ

います。

ですので、**食品については心配する必要がない状況でございますので、区の方で独自に測定する必要はない**と考えております。

◆ただ太郎 委員 これまでも福島原発事故に由来する放射性物質のいろいろなことに関しまして、国だったり公的な機関が本当のことを出さなかったり、しっかりと国民の皆さんに真実を伝えなかった部分があった。その中で、今回も陳情にたくさんの方からの署名だったりということがある事実は、そういったところを信じないということ言うわけではなくて、実際に口にするもの、全品検査でないと思いますし、区内で流通している子どもたちが食べるもの、この前は給食を食べた後になりましたけれども、地元で消費されるものに対しての不安だったりということが、今回の陳情なりに反映されていると思うのですね。

率直に、本当に毎回言うのですけれども、本会議でも言いましたけれども、心配な給食検査をして欲しいということがあれば、やれば良いと思うのです。莫大なコストがかかるわけでもありませんし、1度きりで絶対やらないということではなくて、他で調べられているということも理解できますけれども、地元で子どもたちが食べるものに関しては、それは検査をやったり独自でもやっていく、そういう姿勢を見せていくことが日本一おいしい給食にもつながっていくし、保護者の皆さんの理解にもつながっていくと思うのですけれども、その辺りは対応はいかがでしょうか。

◎学務課長 今のただ委員のご質問でございますけれども、**何のために検査をするのか、それが非常に大事**かなと思われまます。疑わしいものということでご心配されているかもしれませんが、先ほど生活衛生課長もご答弁申し上げましたように、**市場に出回っているものは安全**ですので、繰り返しの答えになりますけれども、**状況に変化がない限りは、私どもとしては検査を行う予定はございません。**

◆ただ太郎 委員 わかりました。

自分としてはしっかりと、こういう陳情が出る前に対策を打つべきだと、こういう問題は行政が責任を持ってやっていく問題だと思います。

同時に、本会議では再質問をしなかったのですけれども、民有地の放射線対策について、これは民有地だから私的な問題なのか、それとも行政が責任を持つ問題なのか、その明確な答えがなかったのもう一度お聞きしたいのですけれども、私的な問題なのか、行政が責任を持つ問題なのか。

◎危機管理室長 本会議のご答弁で申し上げましたとおり、**責任の帰属ということに関して言えば、特措法が認められて国の法律があるわけですから、国の責任**と、これは明言をしています。

その責任の及ぶ、つまり**対策をする基準**というのが、これも法律の中に書かれていて、

基準に達している自治体については、その申出に応じて国が対処しています。

足立区につきましては、というご答弁申し上げましたけれども、その基準に達していない。つまり、いわば有害なものというか、人体影響が懸念されるようなレベルというところの基準に達していませんから、民有地の件に関しては国の根拠もありませんし、区側もそこには責任が及ばないということが、今の制度上の限界と思います。

◆ただ太郎 委員 民有地の中で、実際現在区が定めている50cmで0.25μSvに達したところが、一つも今のところないということですか。

◎危機管理室長 **その測定そのものも実施しておりませんから、ないか、**

あるかはわからないということになります。

◆ただ太郎 委員 わかりました。

そうしたら、民有地、住民の方でも例えばご自分で簡易測定器ですけれども、はかって高いところがあれば、足立区としてはそれを調べに行くという姿勢ではないですか。

◎危機管理室長 現在、区の方での対処の中には測定も入るわけですが、区民通報があって迅速対処しますという、これは公有地のみでありまして、民有地でそういったお話があって、相談はあります。その場合には、こういう対処をすると下がりますと、区がこれまでやってきたノウハウを、その相談に応じてお答えするという事はやっております。

◆ただ太郎 委員 聞いていますと、国が、ということなんですけれども、私は行政が責任を持たないといけないと思うのですね。区としても、国が、ということであれば、私的な問題ではないと、国がちゃんと対応してくれないからというところがあると思うのですけれども、民有地に関しても、ごみ屋敷でも推進してきましたように、民有地で高いところがあれば、区道だったり、区の所有している土地だからということはもちろんなのですけれども、民有地でもそういうところに積極的に、実際どうやってやっていくというアドバイスをするということですが、もっと踏み込んで除染といいますが、そういう区民の声に対してもっともっと動いていただきたいと思いますので、ひとつお願いしたいと思います。

◎危機管理室長 **民有地の中でも法が及ぶものは実は一つだけあって、これは本会議答弁でも申し上げましたが、局所的対策、局所的な値として周辺より1μSv以上高い場合には、通報をする**といったようなことの制度上の仕組みはあります。

ただし、それで通報したとしても、国の方は簡易な除染方法を試してくださいといったアドバイスが来るのですね。それこそ世田谷区であったような事件性があるような非常に高い場合、これは直接乗り出してくる場合もあり得ますけれども、いまだ区内においては平成23年3月11日以降、そういった事例はないということでございます。

◆針谷みきお 委員 総選挙があって、昨日私も開票事務をやっていたから夜中の2時になっちゃったので、ちょっと疲れ気味なのですが……**今、ただ委員も浅子委員も取上げた区の広報の問題なんですけれども、私もこれは重大だなと思っています。**

それでちょっとお伺いしたいのですが、ここに書いてある新しい基準値を設定したと、これはわかりきっていることで、その基準値を上回っている場合は出荷を制限している、

これもわかりきっていることですね。「このため、4月～9月に行った流通品の調査では基準値を上回った食品はありませんでした。(表3)」と、こう書いてあるのですけれども、これは国立医薬品食品衛生研究所、東京都ということなんですが、これは他のところでやった食品も一切流通品の調査では基準値を超えたところはなかったということなんですか。

◎生活衛生課長 こちらの記事では、あくまでもこの国立医薬品食品衛生研究所と東京都の検査についてでございます。

◆針谷みきお 委員 ということは、あるということですね。基準値を超えているところがあるということですね。

◎生活衛生課長 他のところで検査をしているものについては、把握しておりません。

◆針谷みきお 委員 厚労省がホームページ上で、東京都で流通している宮城県登米市の牛肉150ベクレルという基準値を超えたものがあると発表していますよ。それから、その他、これは私よくわからないけれども、コモンカスベという、これキノコなのかな、それから、シロメバル、これはお魚ですね。それから、スズキ、アイナメ、イシガレイ、ヒラメ、サクラシメジ、今度はアケビ、イノシシの肉、ツキノワグマの肉、こういうふう

に厚労省が出していますよ。

そちらの、ないというのは間違いじゃないですか。これ厚労省のホームページですから。

◎生活衛生課長 例えば新聞報道がありました牛肉などについては、測定では基準値は超えておりましたけれども、実際に流通していないというものがございます。

厚労省の方では流通品と産地の方が混在しておりますけれども、ほとんどが産地の方が多くございます。

私どもの方としては、この国立医薬品食品衛生研究所と東京都の方で流通品のことについては評価をしているところでございます。

◆針谷みきお 委員 そういう詭弁の答弁をしちゃだめですよ。厚労省が発表しているのですから、言いわけをしたり詭弁を言っちゃだめですよ。だから、この記事は間違いですよ、明らかに。間違いを載せて心配する必要はありませんって、これ区民に二重、三重の誤解を招きますよ。

厚労省の出しているホームページは間違いなのですか。これ確認しているのですか。教えてくださいよ。

◎生活衛生課長 私どもの方は、産地検査とかでも基準値を超えているものは一切ないと申し上げているつもりはございません。全体的な数値を見て、要は実際の基準値を詐称するような状況にはないと。しかも、昨年よりも非常に低下しているということから、心配する必要がないと論じ立てているつもりでございます。

◆針谷みきお 委員 そういう詭弁を言うから、ここにいる人、傍聴の方もいらっしやいますけれども、区の言っていることは信用できないとなっちゃうのです。

最近は国の言っていることは信用できないと言っていたのに、そういうことを言うと、今度は区の言っていることは信用できないになっちゃうのです。

それから、もう一つありますね。これは仮に放射線量が下がってきている、セシウムの量が減ってきていると、当然半減期があるわけですから、少しずつ減るのは当たり前です

よ。ただ問題は、私は前の10月の委員会で指摘したように、「ウクライナは訴える」という内部被ばくの問題で言うと、決して安全ではないんだということがNHKのE TVテレビの報道でも実証されているわけですよ。

これまでは確かにIAEAが……IAEAだって今までは小児甲状腺がんだって認めていなかったのですよ。そうでしょう。これが実際に因果関係がどうも明らかだということで、このチェルノブイリ事故の後、途中から認めたのですよね。そうじゃないですか、最初IAEAは認めていなかったでしょう。

◎保健予防課長 針谷委員がおっしゃっていることは事実でございます。

◆針谷みきお 委員 つまり、今回、福島県にこのIAEAが放射能の今後の経過を追う拠点施設をつくるという報道がありましたよね。それで、私は極めて重大だと思っているのは、ここでの低線量被ばく、確かにここで書いてある、ニューヨークに旅行に行って1回受けて被ばくとすると0.2mSv、こんなの当たり前ですよ。今区民に、こんなことを載せて、だから安全だと言って誰が信用しますか。我々だってレントゲン検査を受けるわけですよ。それ1回の被ばくを受けたから心配だなんて、誰も思わないですよ。

今問題となっているのは、低線量の内部被ばくを長期にわたって受け続けることによって国の基準値を超えていなくても危険だということが、具体的に言うと、このウクライナでは白血病、白内障、小児甲状腺がん、心筋梗塞、狭心症、脳血管障害、気管支炎まで、これは、今IAEAは認めていないですよ、今は。しかし、今のお話のように、最初は小児甲状腺がんを認めていなかったけれども、認めざるを得なくなった。

今度福島にこの拠点施設、IAEAが来て、いろいろ調査をしている中で、私は全部の疾患が認められるかどうか自信はありませんけれども、かなりこれらの病気が放射線の影響であるということは認めていくのだろうと思っています。

これについては、まずは論争点があって、いわゆるしきい値があるとかないとかという話がありますから、私はここでその問題をどうと保健予防課長に聞いても、どうせ答弁はわかっているから聞きませんけれども、ただ実際問題としてそういう状況が生まれているということはあるわけで、こういう、区民を今度は逆なでするような区の広報は、幾ら安心をさせたいという気持ちはわかるけれども、こういう間違った情報のもとに、しかも区民の皆さんから抗議を……ちょっと聞きますが、区民の皆さんから、これはおかしいんじゃないかという指摘はありませんでした。

◎生活衛生課長 **こちら、広報載せてから6名の方からご意見をいただきました。**

また、守る会の方からもご意見をいただきましたので、お話をさせていただきました。

◆針谷みきお 委員 ですから、少なくとも知見を持っている方はこういう広報を載せると誤解を招くだけなのですよ。

ところで、これ何のためにこの時期に載せたのですか。これはどこが所管して載せたのですか。衛生部ですか。

◎生活衛生課長 **この記事につきましては、4月に新しい食品の基準ができて、それから半年ほどたつてある程度データが集まってきましたので、このタイミングで、食品についてはこのように基準より相当下がっているということをお示しするために、私どもの方で載せさせていただきました。**

◆針谷みきお 委員 悪いけれども、4月に基準値が変わったというのは、他の週刊誌でも私のブログだって4月の20何日に出していますよ。ですから、区民の皆さんは、多分ここにいる皆さんもそういう発信をしている人もいらっしゃると思うし、この時点でいろいろなデータが出てきたからと、データ自体も大体正しくない、まさにでたらめなデータを出して安心だなんて、「食品からの放射性物質を心配する必要はありません。」心配をする必要はありませんなんて今言えないでしょう。そうじゃありませんか。

これは、私は訂正記事を出すべきだと。事実関係だって、この厚労省の話を否定するようなことはできないのだから、訂正記事を出すべきじゃないですか。

◎生活衛生課長 **私どもの載せたこの数字自体につきましては、間違いはないと考えております。あくまでも厚労省の方での産地等ではかった基準については、こちらに記載したとおりでございますし、また、流通品としての記載のことについても間違いはないと考えております。**

◆針谷みきお 委員 私は、間違っていると言っているんですよ。

この表が間違っているとは思わないよ、この表が間違っているとは思いませんよ。ただし、私が言っているのは、「このため……流通品の調査では基準値を上回った食品はありませんでした」と、私が先ほど言ったら、生活衛生課長は全部が超えていないとは言えないんだと、言っていないと言っていたのは間違いじゃないですか。間違いをそのまま載せておくのですか。

これは担当に聞いてもしょうがない。衛生部長がいないから副区長にお聞きします。間違いをそのまま載せておくのですか。

◎危機管理室長 例えば事故的に突破してしまう、つまり網をすり抜けてしまう、このための表現だと思います。

ニュアンスの中で一切とか、絶対とか、全くとかということであれば、これは針谷委員のおっしゃるとおりかなとは思いますが、一般論的に言えば、わかりやすい表現としては、このような表現でも妥当だと思います。

◆針谷みきお 委員 そこまで言っちゃうと、悪いけど恥の上塗りだよ。それはやめた方がいいですよ。

実際にこうやって厚労省から出ているわけですから。「全部」とはもともと書いていないですよ。でも文章は「上回った食品はありませんでした」と書いてあるんです。ですから、これは区民は誤解しますよ。

こういうものを指摘されて、いやいいんだと言ってああだこうだ述べているというのは、区の基本姿勢が問われますよ。放射線対策はこれからの議題で、地域防災計画の原案を今度審議しますけれども、区の見識が問われますよ。

副区長、本当にこれは私は訂正すべき、謝罪すべきだと思います。

◎危機管理室長 表現の中で針谷委員のおっしゃったようなご見解だと思います。私の見解としては、先ほど申し上げたとおりということでございます。

◆針谷みきお 委員 見解の問題じゃないですよ、事実の問題として……

◎副区長 今そういうお話がございましたので、内容について、私も確認しなきゃいけませんので少し精査させてください。

◆針谷みきお 委員 区民に本当に混乱と誤解を与えるような報道というのは慎まないといいません。やはり知見に基づいてきちんとした報道を、正しい報道をするというのは、自治体として当然あるべき行為であって、事実と反するようなことを載せて、それを指摘されたら、この表ではそうなので、他は私は絶対基準値を超えていないと言っていないだと、こういうふうに言ったり、今度は解釈が違うんだとか、そういう明らかに間違いをそのような詭弁で通すことは、改めてもらいたい。

副区長からそうお答えをいただいたので、それはそういうことで待ちます。

次に外部被ばくの問題で、実は私、選挙の直前忙しかったのですが、11月28日に環境省、文科省、それから最近新しくできた委員会、特措法に基づく特別な組織ができましたので、その担当課長補佐とか何人かにお話を聞きました。

国の方も熱心で、レクチャーを受けたいと言ったら物凄い膨大な資料をいただきました。そして、よく説明していただきました。

今国の方で非常に心配しているのは、セシウムだけでなくストロンチウム89と90の問題についても実は心配しているのです。これはカルシウムと似ているから、骨に入って白血病だとか、そういうのを起こす危険性があるので、ストロンチウム89、90の各種分析結果もいただきました。

実はこういう内部被ばくの問題も外部被ばくの問題も、新しい事態が次々に起きているわけです。多分皆さんの心配はこのストロンチウムの話とかは全然ないと思うのですよ。セシウムの話ばかり言っているのですからね。

文科省がくれた走行サーベイの地図で、これが走行サーベイをやったもので、これは9月にやったものなのですけれども、足立区はない。その後足立区がやって、ここをはかってデータは出ていますけれども、そこでちょっとお伺いしたいのは、前回特措法に基づいて足立区の東部地域の線量は高いということで、区も0.25μSvを超える空間線量のある場所があったので、国に申請をしました。

申請をして、国はそれを却下をしましたよね。これは足立区全体として申請したのですか。お伺いします。

◎危機管理室長 特措法の枠組みでは、そのときは正式な申請行為ということではなくて、事前の、該当するかどうかという問合せであります。これは東京都に中継していただいたのですけれども、足立区は、ということでは言っていましたので、これは足立区全体という概念だと思います。

◆針谷みきお 委員 実はその質疑をいろいろしました。

それで、除染担当者については、今までは自治体ごとに受入れて、自治体全体平均が基準値を超えていなければ、これは特措法の対象地域にはしないということだったけれども、その後、ホットスポットがかなり細かくあると。

それから、前回私が指摘したように、SPEED Iの平成23年3月15日のときの風と雨によって流された……

[資料を提示]

これですね、これで足立区の東部地域、三郷、流山、松戸、柏、この辺のところ非常に高いということで、具体的に申請をし直したらどうなのかということによって、特にこのデータでも明らかですけれども、足立区の綾瀬川以東、もっと厳密に言えば葛西用水以

東なのかもしれないのですけれども、そういう部分的な地域を指定して特措法の申請をしたら受け付けるかという話をしました。

そうしたところ、それは受け付けると。少なくとも町会単位であるとか、一つの何個か集まっているいわゆる基準値を超えるようなところがあれば受け付けるということを発言していたのですけれども、それについては区の方はそういう認識をお持ちだったのでしょうか。

◎環境保全課長 もともと自治体で、ということでもありますので、個々の、という考えは持っておりませんでした。

◆針谷みきお 委員 そういうことでした。名刺もいただいていますし、具体的にお話もしてきたので、何々町、何々地域ということで限定していただいて、それが基準値を超えているところがあるということであれば、それは認定いたしますので、経費も国、それから、東電の方から出させるようにするという回答はありましたので、その辺はいまだに足立区の東部地域、高いところがかなりあるということ言えば、その辺は検討の余地があるかなと思っています。

ただ、国は地表1mと言い張っていたのですけれども、やり取りの中でちょっと変化してきました、子どものいる施設については50cmでいいという回答をいただいたのです。それを超えていれば認めるということだったのですが、その認識は今初めて聞くことですか、ちょっとお伺いしたいと思います。

◎環境保全課長 国から直接そういう回答はいただいておりません。

○金田正 委員長 針谷委員、大分お一人にかかる時間が長くなっておりますので、ちょっとまとめていただければ。

◆針谷みきお 委員 そういうことで、国も一応今まで1mと言い張っていたのですけれども、子どものことをずっと議論していたら、50cmでもいいですよということを言っていたので、これについても、50cmで区の基準どおりのもので申請し直してみる手はあるのかなと思っていますので、50cmだったら明らかに私はあると思いますのでお願いをしたいと思います。その辺は、一応答弁をいただいておりますか。

◎危機管理室長 これまでも国だとか、そういったところの体制であるとか、あるいは基準であるとか考え方、そういったことは変化するでありますから、それに応じて検討しながら進めていくと、これが基本的スタンスですので、今針谷委員からお話のあったことについても、確認をするなどして検討に入りたいと思います。

◆針谷みきお 委員 最後にしますけれども、この間のそういう内部被ばくの問題の議論の中で、学校給食の食材については、私は前回の委員会の中で、少なくとも陳情が出ているお米と牛乳について、これについては調べる必要があるだろうと思って指摘をしました。

問題は、特に牛乳については明治牛乳、協同乳業、コーシン乳業、雪印、グリコ、森永、これら全て測定器が50ベクレルという下限値の機械を使って測定をしていると。これと学校給食会は10ベクレルの機械で測定をしていると。これはおかしいのではないのかという指摘に対しては、これはまずいという話をさせていただきました。

その後、この学校給食の、特に牛乳についての検査体制については、50ベクレルではなくて10ベクレルぐらいの厳しい基準値で測定をすべきじゃないかと申入れるなり、話

を区の方はしているのでしょうか。

◎学務課長 牛乳の測定の下限值につきましては、今針谷委員からお話ございましたように、50ベクレルでございます。

ただ、このところについて、他の食材と同じような形、もう少し低いところまではかれないかどうかということについては、特別区課長会の方を通じて東京都といろいろ話をしている、そういう段階でございます。

◆針谷みきお 委員 是非その辺やっていたら、先ほど私が言ったように、ストロンチウム89、90というのは、カルシウムによく似ているから、牛乳を通じて子どもたちの体の中に入る危険性が高いものなのです。これは長期にわたって、半減期がストロンチウム90はドクターも知っているように長いでしょう。ですから、ヨウ素とは全然違うものでありますので、半減期が長いということは、子どもが長期にわたって被ばくをするということになりますので、これは是非50ベクレルだからいいということには決してならないと私は思っています。

そういう点で、これについては検討していただいているということなので結構ですけれども、その辺も含めて引き続き努力をしてもらいたいし、他の自治体でゲルマニウム半導体測定器をどんどん買うようになって、それで足立区だけが取り残されるというみっともないことは、私は早くやめた方がいいと思うのですよ。

ですから、これは測定器を買う意思がないとずっと言い切っているけれども、来年度予算編成の時期でもありますので、その辺については、答弁は求めません。求めないけれども、これ通常の理性の範囲で考えても、これだけ放射能被ばくの問題が出ているのに、ゲルマニウム半導体測定器は一つもないということでは、これは自治体としての今度は責務が問われると思うので、是非検討していただきたいと思います。これは要望で終わります。

○金田正 委員長 他にございますか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○金田正 委員長 質疑なしと認めます。

次に、各陳情について、各会派から意見を求めます。

◆高山延之 委員 継続で。

◆長井まさのり 委員 子どもたちの命と健康を守るためには、区としてもでき得る限りの施策を講じていく必要があると思います。他の自治体の動向も注視をしながら継続でお願いします。

◆針谷みきお 委員 まず、23受理番号25 放射線測定器の区民への貸し出しについての陳情は、これまでも明らかなように、葛飾区は50機も貸出しをしているということですので、これは採択すべきものと思います。

それから、受理番号14、受理番号15、受理番号19、これについても区民の子どもたちの健康を守るという点で当然の陳情でもありますので、これも採択すべきものと思います。

受理番号18の土壌検査についての陳情については、もう少し、例の清掃工場のがれきの処理の問題なんか今後もありますので、これについては継続で結構です。

◆長谷川たかこ 委員 23受理番号25 放射線測定器の区民への貸し出しについての陳情については、以前から申しているように、是非進めて区民貸出しをしていただきました

いと思いますので採択をお願いします。

他については継続なのですが、食品の放射線測定器については、これも以前から申しているように、国から借りることはできるので早急に借りて測定していただきたいと思いますので、要望です。

◆ただ太郎 委員 あだち広報のように皆さんに配るものに関して、もっとしっかり、いい加減と言ったら言い過ぎですけども、もっと真摯に取り組んでいただきたいと思います。

陳情に関しましては、今取り組んでいるものも多くありますので、継続をお願いします。

○金田正 委員長 それでは、これより採決をいたします。

この採決は5回に分けて行います。

まず、23受理番号25 放射線測定器の区民への貸し出しについての陳情、本件を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○金田正 委員長 挙手多数であります。よって、本件は継続審査と決定いたしました。

次に、受理番号14 放射能から子どもたちの健康を守るための陳情、本件を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○金田正 委員長 挙手多数であります。よって、本件は継続審査と決定いたしました。

次に、受理番号15 放射能汚染から子どもたちの命と健康を守るための陳情、本件を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○金田正 委員長 挙手多数であります。よって、本件は継続審査と決定いたしました。

次に、受理番号18 土壌検査についての陳情、本件を継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○金田正 委員長 ご異議ないと認め、本件は継続審査と決定いたしました。

次に、**受理番号19 給食の内部被ばく防護策を求める陳情、本件を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。**

[賛成者挙手]

○金田正 委員長 **挙手多数であります。よって、本件は継続審査と決定いたしました。**